

よう指示されたものと受け止め、その旨を国有財産審理室長、さらに近畿財務局の管財部長に伝達した。こうした状況は、理財局次長や国有財産企画課長にも共有された¹⁸。

- ④ 近畿財務局においては、本省理財局からの指示を受けて、政治家関係者との応接録として存在が確認されたものを紙媒体及び電子ファイルともに廃棄した。本省理財局内においても、保存されていた政治家関係者との応接録の廃棄を進めたが、サーバ上の共有フォルダに保存されていた電子ファイルについては、廃棄されず残されたものも存在した¹⁹。

(3) 森友学園側との応接録の廃棄等の経緯

- ① 平成 29 年 2 月 22 日（水）、国会議員より、森友学園案件における森友学園側との応接録の存否についての確認があった。また、翌日 23 日（木）には、一部政党より、平成 25 年から平成 26 年にかけての財務省本省及び近畿財務局職員と森友学園関係者との接触記録の存否について、無いならば無い旨を書面で提出するよう要求があった。本省理財局内では、森友学園案件に関する応接録に関して、上記の通り売買契約が締結された平成 28 年 6 月 20 日（月）をもって「事案終了」に当たるものと整理していたことから、そうした記録は無いものと整理し、後者の要求に対して、平成 29 年 2 月 24 日（金）、その旨を記載した書面を提出した。

¹⁸ この際、あわせて、当該リスト自体も廃棄された。

¹⁹ 今回の調査においては、平成 29 年 5 月のシステム更改前に使用されていたコンピュータからも、可能な限りの電子ファイルの復元作業を行い、後述する「廃棄されなかった応接録」とともに公表を行っている。

- ② 平成 29 年 2 月 24 日（金）の衆議院予算委員会において、本省理財局長は、「昨年 6 月の売買契約に至るまでの財務局と学園側の交渉記録につきまして、委員からのご依頼を受けまして確認しましたところ、近畿財務局と森友学園との交渉記録というのはございませんでした」「面会等の記録につきましては、財務省の行政文書管理規則に基づきまして保存期間 1 年未満とされておりまして、具体的な廃棄時期につきましては、事案の終了ということで取り扱いをさせていただいております。したがって、本件につきましては、平成 28 年 6 月の売買契約締結をもちまして既に事案が終了してございますので、記録が残っていないということでございます」等と答弁した。
- ③ 平成 29 年 2 月 24 日（金）の衆議院予算委員会において上記の理財局長の答弁があるまでに、本省理財局の総務課長及び国有財産審理室長は、森友学園案件関係の各種応接録が実際には残っていることを認識していたものと認められる。他方、理財局長は、各種応接録の実際の存否を確認しないまま、「財務省行政文書管理規則」等に定められている以上、保存期間が終了した応接録は廃棄されているはずであると認識していたものと認められる。
- ④ さらに、上記の本省理財局長の答弁の後には、同局長から総務課長に対して、国会において「財務省行政文書管理規則」どおり対応している旨を答弁したことを踏まえ、文書管理の徹底について念押しがあり、総務課長は、残っている応接録があるならば適切に廃棄するよう指示されたものと受け止めた。

- ⑤ 文書管理を徹底すべきとの趣旨は、速やかに、本省理財局の総務課長から近畿財務局の管財部長に伝達された。管財部長は、部内の職員に対して、森友学園案件に係る応接録を廃棄せよ、といった具体的な指示までは行わなかったが、適切な文書管理を行うべき旨を繰り返し周知した。これを受け、保存期間が終了した応接録について、紙媒体で保存されていたもののほか、サーバ上に電子ファイルの形で保存されていたものについても廃棄が進められた。他方、個々の職員の判断により、廃棄せずに当該職員の手控えとして手元に残された応接録も引き続き存在した。
- ⑥ 本省理財局においては、総務課長から国有財産審理室長に対して、文書管理はルールに従って適正に行うよう話があり、国有財産審理室長から配下の一部の職員にも、この趣旨が伝えられた。国有財産審理室の職員は、文書管理を適切に行うべき旨が周知されたという認識はあっても、応接録を速やかに一斉に廃棄すべき旨の指示を受けたとは認識していない職員もいる状況であった。こうした中、国有財産審理室においては、紙媒体で保存されていた応接録を含め、保存期間が終了した関連文書について廃棄を進めたが、他方、サーバ上の共有フォルダに保存されていた電子ファイルは、多忙であったこともあり、保存されたままとなった。

(4) 廃棄されなかった応接録の取扱い

- ① 上記の経緯により、本省理財局及び近畿財務局の一部職員

は、保存期間が終了した応接録が必ずしもすべて廃棄されず、保存されたままとなっている状況を認識していた。ただし、廃棄を徹底すべきとの認識が必ずしも共有されていなかったことに加え、平成 29 年 3 月以降には財務省職員を刑事告発する動きが報道され、さらに同年 5 月には東京地方裁判所に対して証拠保全の申立てが行われるに至り、それ以上の廃棄は行われなかった。

- ② 平成 29 年 3 月以降、森友学園案件に関する会計検査院の会計検査が実施に移され、会計検査院から、廃棄していない応接録等を提示するよう繰り返し求めがあったが、本省理財局においては、国会審議等において存在を認めていない文書の提出に応じることは妥当ではないと考え、存在しない旨の回答を続けた。さらに会計検査院からは、行政文書と位置付けているかどうかにかかわらず、個々の職員が手控えとして残している資料や、サーバ及び職員のコンピュータ上に電子ファイルとして残されている資料を提出するよう重ねて求めがあり、同年 10 月から 11 月にかけて、本省理財局の総務課長の判断により、近畿財務局のサーバ上の電子ファイルの構成に関する資料を提示することとした。ただし、当該資料では、廃棄されず残されていた応接録等の電子ファイルの存在には触れなかった²⁰。

- ③ 情報公開請求により、森友学園案件に関する一連の応接録

²⁰ 近畿財務局においては、情報公開請求への対応のため、平成 29 年 10 月から 11 月にかけて、管財部にとどまらず他の部門も含めて、森友学園案件の関連文書の探索が行われた。その結果、統括法務監査官部門等において法律相談に関する文書が保存されていることが確認されたことから、同年 11 月 21 日（火）に会計検査院に連絡し、また、情報公開請求に対しては、平成 30 年 1 月 4 日（木）に開示決定をした。

の開示を求められるケースも相次いだが、その都度、「文書不
存在」を理由に不開示の決定を行ってきている。

- ④ 本省理財局では、平成 29 年 7 月、理財局長が交代するなどの定期人事異動があったが、新たに転入してきた幹部職員に対しては、応接録が廃棄されず残っている実態は説明されなかった。
- ⑤ 今般、決裁文書の改ざんに関する調査を進める過程において、廃棄されず残されていることが確認された応接録や、サーバ及び職員のコンピュータ上に残された電子ファイルの探索等により確認できた応接録については、平成 30 年 5 月 23 日（水）に公表したとおりである²¹。

(5) 売買契約締結後に作成された応接録の取扱い

- ① 平成 28 年 6 月 20 日（月）に森友学園との間で売買契約を締結した後も、近畿財務局と森友学園側とのやりとりについて応接録を作成する場合があった。たとえば、平成 29 年 2 月 9 日（木）に森友学園案件に関する報道があつて以降、同年 2 月 13 日（月）から 14 日（火）にかけて近畿財務局と森友学園側の間で報道機関への対応を相談した際にも、詳細な応接録が作成されていた。こうした応接録も「1 年未満保存」の文書であり、具体的な終期は「平成 28 年度末」とされていた。
- ② 平成 29 年 3 月 15 日（水）の衆議院財務金融委員会におい

²¹ 財務省ホームページ参照。

https://www.mof.go.jp/public_relations/statement/other/search_kessaibunsho.htm

て、国会議員から、同年2月8日(水)以降数日間の森友学園側との接触記録を同委員会に提出するよう要求があった。これを受け、本省理財局の総務課長から近畿財務局の管財部長に対して、そうした記録については位置づけをよく整理しなければならない旨の相談を行った。近畿財務局側では、進行年度中の応接録を全く作成していない、あるいは全て廃棄済みであると整理することは無理があると考え、近畿財務局長まで相談の上で、売却価格の公表に関する同年2月9日(木)付の同意書とともに、報道対応に関する同年2月13日(月)・14日(火)付の応接録については存在するものとして、提出に応じることとした。ただし、既に作成済みであった応接録は中身が詳細過ぎることから、要旨のみに圧縮した応接録を作成し直すこととし、統括国有財産管理官以下で作業を行った上で、本省理財局経由で提出した。

- ③ 作成し直す前の上記応接録を含め、平成28年6月20日(月)に森友学園との間で売買契約を締結した後に作成された応接録については、平成30年6月4日(月)に公表したとおりである²²。

V. 決裁文書の改ざん等の経緯

(1) 決裁文書の元々の作成・管理状況

- ① 森友学園案件に係る決裁文書のうち、本省理財局が作成し

²² 財務省ホームページ参照。

https://www.mof.go.jp/public_relations/statement/other/search_kessaibunsho.htm

たのは「文書 5 (特例承認)」の 1 件のみであり、平成 27 年 4 月 30 日 (木)、「一元的な文書管理システム²³」上で電子決裁が完了している。残る決裁文書は、近畿財務局において作成されたものであり、紙媒体で決裁が行われ、保存されている。

- ② 近畿財務局が作成した決裁文書の中には、各種経緯等をかなり詳細に記載しているものがあつた。また、本省理財局が作成した「文書 5 (特例承認)」にも各種経緯が詳細に記載されていたが、これは、国有財産審理室の担当者が、近畿財務局において既に決裁済みだった「文書 4 (特例申請)」と平仄を合わせる形で記載したことによるものであつた。
- ③ 「一元的な文書管理システム」上で電子決裁を行う場合、まず担当者が、決裁文書本文のほか各種参考書類等の電子ファイルを当該システムにアップロードし、決裁権者もそれぞれのアカウントで当該システムにログインした上で決裁文書の内容を確認し、コンピュータ上で決裁を行っている。ただし、重要な案件については、担当者からその上司である決裁権者に対して、案件の概要をまとめた紙媒体の資料によってあらかじめ説明を済ませた上で、電子決裁を回すことが一般的であり、そうした場合、決裁権者は、システム上アップロードされている各種添付書類まで逐一目を通さないことも多い。「文書 5 (特例承認)」の電子決裁に際しても、本省理財局の国有財産審理室の当時の担当者は、別の資料により上司である決裁権者への説明を済ませた上で電子決裁を回しており、決裁

²³ 行政文書の起案・登録から廃棄・移管までのライフサイクルを電子的に管理するためのシステムであり、「公文書等の管理に関する法律」が求める文書管理業務を厳格かつ効率的に実施するために活用されている。総務省行政管理局が整備・管理し、全府省庁で導入済み。

権者の側は、各種添付書類に目を通さぬまま、決裁を行っていたのが実態であった。

- ④ 「一元的な文書管理システム」上で電子決裁が行われた「文書 5（特例承認）」については、改ざんが行われた後も当該システム上に元々の文書が保存されており、その内容は、平成 30 年 3 月 26 日（月）に公表したとおりである²⁴。
- ⑤ 他方、近畿財務局において紙媒体で決裁が行われた文書については、通常の決裁文書には添付しないような資料・メモ等が編綴された状態で管理・保存されていたものがあるなど、必ずしも整然と管理されていない実態であった。改ざん前の管理・保存状況をできる限り復元した内容は、平成 30 年 5 月 23 日（水）に公表したとおりである²⁵。

(2) 「文書 4（特例申請）」「文書 5（特例承認）」の改ざんの経緯

- ① 近畿財務局及び本省理財局の国有財産審理室長が対応した平成 29 年 2 月 21 日（火）の国会議員団との面会を受けて、対応者の間では、「文書 4（特例申請）」「文書 5（特例承認）」等における政治家関係者に関する記載の取扱いが問題となり得ることが認識された。
- ② その後、本省理財局の国有財産審理室長から総務課長に対して、本省理財局が作成した「文書 5（特例承認）」の中にも

²⁴ 財務省ホームページ参照。

https://www.mof.go.jp/public_relations/statement/other/search_kessaibunsho.htm

²⁵ 同上

政治家関係者からの照会状況に関する記載がある旨の問題提起があり、両者から理財局長に対して速やかに報告された。理財局長は、当該文書の位置づけ等を十分に把握しないまま、そうした記載のある文書を外に出すべきではなく、最低限の記載とすべきであると反応した。理財局長からはそれ以上具体的な指示はなかったものの、総務課長及び国有財産審理室長としては、理財局長の上記反応を受けて、将来的に当該決裁文書の公表を求められる場合に備えて、記載を直す必要があると認識した。こうした認識は、国有財産企画課長にも共有された。

- ③ その上で、「文書 5 (特例承認)」については、平成 29 年 2 月 26 日 (日) に、本省理財局の国有財産審理室長及び配下の国有財産審理室の職員が、国有財産企画課長にも報告の上で、政治家関係者からの照会状況等が記載された経緯部分を削除するなどの具体的な作業を行った。
- ④ 近畿財務局が作成した「文書 4 (特例申請)」については、後述するとおり、近畿財務局において若干の書き換え作業に着手していたが、平成 29 年 2 月 26 日 (日)、本省理財局から近畿財務局の管財部職員に出勤を要請した上で、国有財産審理室の職員から、上記「文書 5 (特例承認)」と同様の書き換えを行うよう具体的に指示をした。近畿財務局においては、管財部次長及び統括国有財産管理官以下の職員が、指示通りの作業を行った。
- ⑤ 本省理財局が作成した「文書 5 (特例承認)」は、上記のと

おり「一元的な文書管理システム」上で電子決裁が完了した文書であり、当該システム上で決裁文書の更新を行う権限は、一部職員にしか付与されていなかった。国有財産審理室長らは、上記の書き換え作業を行った平成 29 年 2 月 26 日（日）の時点では、当該システム上の更新処理をどのように行えばよいか分からなかったため、同日中はそれ以上の処理は行わなかった。

- ⑥ その後、本省理財局の国有財産審理室長は、起案部局の課室長級職員が務める文書管理責任者²⁶又はその配下で文書管理担当者権限を設定された職員のアカウントであれば、「一元的な文書管理システム」上で電子決裁が行われた文書を更新できることを知り、平成 29 年 4 月 4 日（火）夜、当該権限を設定された配下の国有財産審理室の職員に対して当該システムにログインするよう依頼した上で、当該職員のコンピュータを借りて作業を行った²⁷。なお、当該職員は、改ざん作業自体は全く関知していなかった。

(3) 「文書 1（貸付決議①）」 「文書 3（売払決議）」の改ざんの経緯

- ① 上記の通り近畿財務局に対して「文書 4（特例申請）」の書き換えの指示が行われた平成 29 年 2 月 26 日（日）には、当該指示の内容も踏まえつつ、本省理財局の国有財産審理室長及び配下の国有財産審理室の職員が、国有財産企画課長にも

²⁶ 「文書 5（特例承認）」については、国有財産業務課長が該当。

²⁷ 本省理財局の国有財産審理室長は、「一元的な文書管理システム」において「文書 5（特例承認）」の決裁文書の更新処理を行えば、元の決裁文書は上書き保存されて無くなるものと考えていたが、実際には、元々の文書もそのまま保存されていた。

報告の上で、近畿財務局に対して、「文書 1 (貸付決議①)」や「文書 3 (売払決議)」等についても、各種経緯が記載された箇所の短縮化などを指示していた²⁸。

② 当時、本省理財局においては、遠からず各種決裁文書の公表を求められ、国会審議等における質問の材料となりかねないとの認識が共有されていた。このため、平成 29 年 2 月 27 日 (月)、国有財産企画課及び国有財産審理室から理財局長に対して、まずは「文書 3 (売払決議)」の内容を報告した。この際、理財局長は、このままでは外には出せないと反応したことから、配下の職員の間では、記載を直すことになるとの認識が改めて共有された。また、理財局長から総務課長及び国有財産企画課長に対して、担当者に任せるのではなくしっかりと見るように、との指示があり、指示を受けた両者は、記載内容を整えた上で理財局長の了解を得ることが必要になると認識した。

③ 平成 29 年 3 月 2 日 (木) の参議院予算委員会において、国会議員から、森友学園案件に関する決裁文書を同委員会に提出するよう要求があった (なお、同年 3 月 17 日 (金) にも、別の国会議員から、同様の要求があった。)。このため、同日以降、本省理財局の国有財産審理室の職員から近畿財務局に対して改めて各種決裁文書の送付を求め、近畿財務局側では、同年 3 月 3 日 (金) 以降、各種決裁文書をスキャンして電子ファイル化する作業を行った上で、同年 3 月 6 日 (月) から 8 日

²⁸ 平成 29 年 2 月下旬、各種応接録の廃棄が進められる中で、近畿財務局において、平成 28 年 3 月頃の経緯を裏付ける記録として、「文書 3 (売払決議)」に「森友学園事案に係る今後の対応方針について (H28. 4. 4)」と題する参考メモを追加することが検討され、一時期は決裁文書に編綴されていたが、最終的には外されていた。

(水)頃にかけて、決裁文書の一式を本省理財局側に送付した。

- ④ 本省理財局では、まずは「文書 1 (貸付決議①)」と「文書 3 (売払決議)」について、総務課長、国有財産企画課長、国有財産審理室長及び配下の国有財産審理室の職員が相談して検討を進め、平成 29 年 3 月 8 日 (水) にかけて、理財局次長、さらには理財局長に対して、複数回にわたり、検討状況が報告された。
- ⑤ 平成 29 年 3 月 7 日 (火) 未明、本省理財局の国有財産審理室の職員から近畿財務局に対して、「文書 1 (貸付決議①)」や「文書 3 (売払決議)」等の書き換え案が送付されたが、この段階では、小幅な書き換えにとどまっていた。その後、理財局長を含めて行った議論を踏まえ、同年 3 月 8 日 (水) にかけて、まずは「文書 3 (売払決議)」の作業を先行して行った上で提出・公表するとの方針とともに、貸付契約までの経緯の記述を全て削除するほか、国土交通省大阪航空局の対応状況を削除する等の更なる書き換え案が、近畿財務局に対して示された。
- ⑥ 近畿財務局の統括国有財産管理官の配下職員は、そもそも改ざんを行うことへの強い抵抗感があったこともあり、本省理財局からの度重なる指示に強く反発し、平成 29 年 3 月 8 日 (水) までに管財部長に相談をした。また、本省理財局の総務課長と近畿財務局の管財部長との間でも相談がなされた。結論として、近畿財務局においては、統括国有財産管理官の配下職員はこれ以上作業に関与させないこととしつつ、本省理財

局が国会対応の観点から作業を行うならば、一定の協力は行うものと整理された。

- ⑦ 他方、本省理財局においては、国会審議への対応や、国会議員等からの説明要求や資料要求等への対応に追われており、「文書3（売払決議）」の書き換え内容については、平成29年3月20日（月・祝）に、理財局長を含めて改めて議論を行うこととなった。その際、理財局長からは、同年2月から3月にかけて積み重ねてきた国会答弁を踏まえた内容とするよう念押しがあった。遅くともこの時点までには、理財局長も、決裁文書の書き換えを行っていることを認識していたものと認められる。同日の議論を踏まえて、翌日21日（火）までに、売払いに至る経緯を加筆した案が作成され、近畿財務局に共有された。
- ⑧ 「文書3（売払決議）」のほか、「文書1（貸付決議①）」について同様の作業が必要となることは、本省理財局の幹部職員の間で認識されており、平成29年3月20日（月・祝）に理財局長も含めて議論を行った上で、書き換え案が近畿財務局に共有された。
- ⑨ しかし近畿財務局側では、その時期、統括国有財産管理官の配下職員による本省理財局への反発が更に強まっていたため、本省理財局においては、各種決裁文書の書き換え案として近畿財務局に送付した内容が実際にどの程度反映されているのか、確認できない状況が続いた。

⑩ 会計検査院による近畿財務局への実地検査の開始が近づいてきた平成 29 年 4 月上旬に、本省理財局の総務課長から局長に対して、近畿財務局側には強い抵抗感があるとの状況が報告された。理財局長は、必要な書き換えは行う必要があるとの反応であったため、総務課長から国有財産審理室長及び近畿財務局の管財部長に対して、最低限、政治家関係者からの照会状況の記載と、それまでの国会答弁との関係が問題となりかねない箇所については書き換えが必要である旨が伝えられた。さらに国有財産審理室長から近畿財務局の管財部次長に対してもこの内容が伝達されるとともに、配下の国有財産審理室の職員がその時点までに作成していた各種決裁文書の書き換え案が改めて送付された。

⑪ 近畿財務局においては、管財部次長が、平成 29 年 4 月 8 日（土）、本省理財局の指示を踏まえた作業を行った。その上で、同年 4 月 10 日（月）、会計検査院による実地検査への対応のために近畿財務局に出張してきた本省理財局の国有財産審理室長に状況を伝達するとともに、管財部長にも報告をした。また、国有財産審理室長から本省理財局の総務課長に対しても、報告がなされた。

(4) その他の決裁文書の改ざんの経緯

① 財務省が平成 30 年 3 月 14 日（水）に公表したとおり、「文書 8（予定価格決定）」については、平成 27 年 6 月、当初添付されていたメモ「公租公課相当額の取扱いについて（考え方の

整理)」の抜取りが行われていた²⁹。当該文書は、当時、森友学園の理事長から情報公開請求を受けており、本省理財局の国有財産業務課との相談内容が記載された当該メモを開示すると、森友学園側から本省理財局に対して直接働きかけが行われるようになりかねないことを懸念して、当該メモを開示しない扱いとするためのものであった。これは、近畿財務局の当時の統括国有財産管理官及びその配下職員の判断で行われたものであり、当時の管財部長も、さらには本省理財局も、関与していなかった。

- ② 近畿財務局においては、上記の通り、平成 29 年 2 月 21 日（火）の国会議員団との面会を受けて各種決裁文書における政治家関係者に関する記載の取扱いについて問題意識を持ち、本省理財局とも相談の上で、「文書 4（特例申請）」のほか、「文書 6（承諾書提出）」の冒頭に記載があった「鴻池祥肇議員からの陳情案件」との記載の削除を行った。さらに、同年 2 月 23 日（木）以降は、応援の職員を呼び寄せて体制を強化した上で、各種決裁文書において政治家関係者の記載がある箇所を確認する作業を進めていた。
- ③ 他方、本省理財局の国有財産審理室では、国会対応等の業務の必要に応じて、近畿財務局から各種決裁文書の送付を受けていた。その後、国有財産企画課長、国有財産審理室長及び配下の国有財産審理室の職員の間で、近畿財務局が作成した決裁文書を取り寄せた上で問題の有無を確認していくべきとの認識が共有され、まずは森友学園案件に係る行政文書のリス

²⁹ 財務省ホームページ参照。

https://www.mof.go.jp/public_relations/statement/other/search_kessaibunsho.htm

トを作成した上で、近畿財務局との間で共有した。さらに上記のとおり、平成29年3月2日（木）以降、近畿財務局に対して改めて各種決裁文書の送付を求め、同年3月6日（月）から8日（水）頃にかけて一式が送付されたことを受け、書き換え内容の検討を進めた。

- ④ 本省理財局において、一連の改ざん作業の過程で理財局長まで相談を行っていた決裁文書は、「文書1（貸付決議①）」「文書3（売払決議）」であり、事後的に報告していたのは「文書4（特例申請）」「文書5（特例承認）」であった。残る文書については総務課長も十分認識しておらず、上記の文書との整合性を確保するため、国有財産企画課長にも相談しながら、国有財産審理室長及び配下の国有財産審理室の職員によって作業が進められたものであった。

⑤ 国土交通省大阪航空局と共有していた決裁文書の取扱い

- ① 森友学園を相手方とする国有地処分への対価は、国土交通省所管の自動車安全特別会計空港整備勘定の収入となるものであることから、その関係の事務を担当する同省大阪航空局との間で、近畿財務局が作成した「文書1（貸付決議①）」等の決裁文書の一部が共有されていた。
- ② 平成29年3月以降、会計検査院が森友学園案件についての会計検査を行うことが決まり、本省理財局の国有財産審理室の職員から国土交通省の本省航空局に対して、同省大阪航空局から会計検査院に対する資料提出の時期や、既に提出して

いるのであれば近畿財務局の文書が含まれているのかについて照会したところ、その時点では未提出である旨の回答があった。さらに、近畿財務局が同省大阪航空局に共有した文書は最終版でないことを伝達した上で、当該文書の所在を確認したところ、同省の本省航空局にあるようだ、との回答があった。

- ③ 平成 29 年 4 月下旬頃、国土交通省本省航空局から近く会計検査院に対して資料を提出する旨の連絡があり、本省理財局の国有財産審理室の職員が国土交通省本省に出向いて、近畿財務局が作成した決裁文書の差し替え作業を行った。しかし国土交通省側では、差し替えを行った資料ではなく、別途準備していた資料（近畿財務局の元々の決裁文書が添付されているもの）を会計検査院に提出したため、結果として、財務省及び国土交通省から、内容の異なる文書が提出されることとなった。

(6) 改ざん後の決裁文書の取扱い

- ① 森友学園案件については、平成 29 年 3 月 6 日（月）に参議院予算委員会において会計検査院に対する会計検査の要請があり、同年 3 月 7 日（火）に会計検査院が受諾した。これに対して、本省理財局では国有財産企画課及び国有財産審理室が準備作業を行った。近畿財務局は、同年 4 月 11 日（火）以降に実地検査を受け³⁰、さらにその後、会計検査院の求めに応

³⁰ 平成 29 年 4 月 11 日（火）に会計検査院による近畿財務局への実地検査が開始された後、翌日 12 日（水）になって、本省理財局の国有財産企画課長が「文書 3（売払決議）」のうちの経緯資料の内容について、それまでの国会等での説明との整合性等の観点から懸念があることに気付き、近畿財務局に出張中の国有財産審理室長に対して、差し替えが可能かどうか相談した。さらに国有財産審理室の職員から近畿財務局側に対しても資料差し替えの指示がなされ、結果的に、同年 4 月 13 日（木）に指示通り差し替えが実行された。

じて、同年4月21日（金）に、改ざん後の決裁文書一式の写しを提出した³¹。

② 平成29年5月上旬に、会計検査院から近畿財務局に対して、財務省と国土交通省が提出した「文書1（貸付決議①）」等について、内容の相違や過不足がある旨の照会があった。近畿財務局から照会を受けた本省理財局の国有財産審理室は、国土交通省本省航空局に問合せをするとともに、総務課長及び国有財産企画課長に相談して、財務省から提出したものが最終版である旨を回答するよう、近畿財務局の担当職員に伝達した。

③ 情報公開請求に対して改ざん後の決裁文書を開示したのは、平成29年3月3日（金）に請求を受けて同年5月2日（火）に開示した「文書3（売払決議）」が初めてであり、その後も順次対応された³²。

④ 国会議員からの資料要求への対応については、平成29年3月2日（木）及び17日（金）の参議院予算委員会における国会議員からの資料提出要求を受けて、同年5月8日（月）に同委員会理事会に対して、改ざん後の「文書3（売払決議）」を提出した³³。

³¹ ただし、平成29年4月13日（木）に差し替えが行われた「文書3（売払決議）」のうちの経緯資料については、当該差し替え前のものを提出しており、後日に国会議員からの資料要求や情報公開請求を受けて本省から提出した文書（当該経緯資料について差し替えを行った後のもの）との間で不整合が生じた。

³² いずれの請求についても、本省では大臣官房文書課の職員、近畿財務局では総務部総務課の職員が対応窓口となったが、当該職員らは改ざんについては全く関知していなかった。

³³ いずれの場合も、本省大臣官房文書課の職員が対応窓口となったが、当該職員は改ざんについては全く関知していなかった。